

新基本民法 2 物権編

——財産の帰属と変動の法

大村敦志

2015年12月発売／222頁／本体1700円＋税
A5判／並製



編集
担当
者
から

本書は新基本民法シリーズ3冊目、第2巻の「物権編」です。「物権編」は物権総論を主な対象とし、担保物権については「担保編」で、用益物権については「契約編」でそれぞれ取り扱われる予定です。また、本書の特徴として、法人を共同所有の延長線上にあるものと位置づけ、解説がなされていることが挙げられます。

物権編も既刊の家族編、不法行為編と同様に2色刷の見やすい紙面にたくさんの工夫が凝らされています。コンパクトでわかりやすい記述は、物権法の入門書としても、ひと通り勉強した後の知識の確認用としても、オススメです。

今回「物権編」のカバーは綺麗なピンク色となりました。実は、本書を含むこれまでに刊行となった3冊は「人の領分」に関する法という1つのグループとして、カバーも暖色系でまとめられています（詳しくは「はしがき」や「はじめに」をご覧ください）。今後は別のグループの巻の刊行が予定されていますので、カバーの色にも是非ご注目ください。（K）

Point!

P

UNIT ごとに重要な用語や参考文献がまとめられています。

164 第3章 法人

POINT 1 理事による権限範囲

目的の範囲内か
↓
法令の制限はないか
↓
定款等の制限はないか → 否 → 表見代理成立か → 不帰属
↓
法人に効果帰属

YES
NO
*「制限」に属してであって
表見代理の要件とは異なる。

不法行為成立か
↓
法人が賠償
↓
理事が賠償

最後に、不法行為責任が問題となるが、これも法人の責任、理事等の責任と二段になっている点に注意（なお、表見代理と不法行為責任の適用関係については、どちらを先に適用すべきか、どちらの適用範囲が広いかなどにつき、微妙な問題がある）。

民法第53条ただし書・第54条と一般法人法の関係 一般法人法では、民法第53条ただし書・第54条に則する規定はどのようなものだろうか。
①一般社団法人に関しては、これらの規定と同じ取扱いが維持されるものと考えられる。民法第53条ただし書に照しては、一般法人法76条1項の「定款に別段の定めがある場合」として、直轄の制限のほか、社員総会の決議を要するという制限が置かれることが考えられるからである。76条1項は直轄には善悪執行に関する規定であるが、同様の制限を代表権に加えることも可能であると解される。そのことを前提として、一般法人法77条4項は「代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」と定め、さらに、同5項は、民法第54条と同様に、「直轄の権限に加えた制限は、善悪の第三者に対抗することができない」としている。なお、ここでいう「代表理事」は、一般法人法77条3項によって選任された「代表理事」に限らず「代表権を有する理事」を意味し、理事が1名の場合や2名以上であって各自代表権を有する場合も含むものと解すべきだろう。
②一般社団法人に関しては、理事会が必要とされたため（一般法人170条）、理事会設置社団法人と同じ扱いがされることになる。

第2節 法人の一般的な法律関係 165

UNIT 11 法人の一般的な法律関係

MAIN QUESTION
法人法の基本形は？

KEY SENTENCES
■社員あるいは設立者に「剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め」は無効とされている。……このような法的に制限するという意味で、一般社団法人・一般財団法人は非営利法人である。
■基金制度は、剰余金の分配はしないという前提を保持しつつ、一般社団法人の活動に必要な資金を調達しその財政基盤を確保するためのものである。
■権利能力や行為能力に制限があるとなると、法人との間で制限の範囲外の取引をする、その取引行為の効力が法人に帰属しない場合が生じてくる。
■戦後の判例は、法人の「目的」を厳やかに解釈することによって、無効となる場合を少なくするという解決をとっている。
■実態上は、（法人の不法行為に関する）一般法人法78条は、法人と取引する第三者を保護する働きをしている。

TECHNICAL TERMS
定款 理事 社員総会 監事 理事会・評議員会
代表理事 業務執行理事 理事会設置一般社団法人
大規模一般社団法人・大規模一般財団法人 会計監査人
内部統制システム 基金制度 準則主義 認可主義 許可主義
解散 清算手続 善管注意義務 忠実義務 報告義務
健康・利益相反取引の制限
一般社団法人に対する損害賠償責任 第三者に対する損害賠償責任 経費
退社・除名 責任追及の訴え 目的の範囲 定款等による制限
法律の規定による制限 表見代理 不法行為責任